

中等教育改革と職業教育の位置

——第二次教育制度検討委員会報告を読んで——

佐々木 享

はじめに

選挙前、政府は教育制度改革を目論んでいた、と新聞が伝えていた。中曾根首相は、「臨時行革」のあとは「教育臨調」だ、教育改革に手をつけるのだと言っていた。1983年暮の総選挙で自民党は大幅に後退したが、選挙後自民党は新自由クラブと提携して既定の路線を強行しようとしているから、福祉の切り下げと軍拡の路線がにわかに変更される可能性は小さいとみなくてはならない。教育改革についていえば、文教政策に強いといわれる西岡氏が落選したとはいえる、党として文教政策に熱心な新自由クラブと自民党が提携したことは、教育改革の推進要因にはなってもマイナス要因にはならないのではないかとおもわれる。

教育制度の問題は国民の将来の命運がかかっている問題だから、自民党政府の思惑ばかりで左右されることはたまらない。教育制度改革という問題は、中学校の非行、暴力をどうするかというような比較的身近かな教育問題とちがって、一般的には議論しにくい問題のように受けとられるがちであるが、いったん何らかの改革が行なわれると国民各層に持続的に大きな影響を与える問題であるから、さまざまな角度からいろいろな提言がなされ、検討の場所がひろく設けられることは望ましいことである。

日教組が、第一次の教育制度検討委員会（梅根悟会長）の報告書が出された1974年から10年にもならないのに、新たに教育制度検討委を設置して再度似たような提言を求めた理由ははっきりしないが、国民各層に対して、

政府あるいは自民党のそれとは違った角度から教育制度改革の構想を提示し、議論をよびおこそうとしていること自体は歓迎すべきことである。

ところで今回の第二次教育制度検討委員会報告書は、その中で第一次教育制度検討委員会報告などを「とくに尊重し、その成果を発展的に継承し、今日の新しい事態に即して検討した」と述べており（『教育評論』1983年9・10月合併号、42ページ、以下同誌から引用するときはページ数のみをしめす）、内容からみても前回の報告との間に一定の継承関係がみとめられる。私は第一次の教育制度検討委員会の報告書に盛られた高校教育改革構想に対して、やや批判的な意見を発表したことがある（その主なものは私の『高校教育論』——大月書店刊——に収めてある）ので、この点を考慮しながら、ここでは第二次教育制度検討委員会報告書に盛られた中等教育改革構想に関して、若干の意見を述べてみる。

I

はじめに、第二次報告における中等教育問題の位置づけに注目してみよう。今次報告も教育のさまざまな問題領域に関する改革の提言を行なっている。「改革の提言」という見出しのついた文章だけでも9項目ある（ほかに、「改革の課題」、「制度改革の構想」、「改革提言」「提言」などがある）。このことだけをみても、第二次検討委が、現代日本の教育は改革を要する多数の問題をかかえていると認識していることはよくわかる。こうしたなかで中等教育問題がどのように位置づけられ

ているかが問題となるが、主としていわゆる教育行政制度に関して提言をしているとみられる「N教育制度の改革へむけて」においては、1. 中等教育を中心とする学校制度改革、2. 教職員の養成・採用制度、3. 社会教育行政のあり方、4. 以上全体と不可分な教育行財政のあり方、の4項目が検討されている。学校制度改革の主要な課題としてとりあげられているのは中等教育のみであり、このことから、第二次報告が中等教育改革を重視しているらしいことがわかる。ところで今次報告の場合注目すべきことは、「中等教育」というテーマで、高等学校問題のみでなく中学校問題をも視野に入れていることである（後述するように決してじゅうぶんではないが）。このことは、第一次制度委報告が、教育課程改革について述べた部分を別にすると、中学校制度問題についてほとんど何も言及していないかったこととは対照的であると言ってよい。

戦後の中学校制度は、発足直後の一時期にみられた義務教育年限短縮論の危機を乗り切ったあとは、学校制度としてはほぼ定着したと言ってよい。この危機を乗り切ったあとの日本の教育界あるいは教育学界では、中学生問題が論じられることはあっても、学校制度問題として中学校問題が検討されることは殆んどない状況になってきた。これは一面では、中学校という制度が戦後日本の社会にしっかりと根をおろしたことの反映であり、それ自体は喜るべきことではあったが、他面で、戦後日本の中等教育(制度)研究の弱さにつながっていたことも否定できない事実である。

ともあれ、第二次検討委が中学校問題を検討し、その報告書においてこの問題に一定の紙幅をあてていることは、それがかりにたんなる近年のいわゆる中学生問題の反映であったにせよ、またよしんば不充分なものであつたにせよ、今後の討論に口火を切ったというだけでも喜ばしいことである。第二次報告が検討の結果として掲げている「中学校の改革」

に関する提言は、その項目だけをあげると次のとおりである（86～88ページ）。

- ①学ぶ喜びと生きがいが獲得されるような教育課程の改革を
- ②生徒の自治活動の発展と学校運営への参加の道を
- ③進路選択の機会の保障と充実を
- ④中学校教育の条件整備を
- ⑤非行・校内暴力・「問題行動」などには学校の全構成員・父母・地域住民との協力による解決の努力を

この項目だけでもわかるように、第二次報告は、義務制で、三年制の単一の学校制度としての中学校という制度を抜本的に変えようというような意向をもってはいないことがわかる。換言すれば、第二次報告は、中学校という制度に何かしら抜本的な改革をくわえたりするのではなく、これを充実させる方向で考しているのである。このような考え方には私も賛成するが、中学校教育を充実させるための制度的な問題としては、これでよいのかという疑問があるので、それを次に述べる。

報告書の「中学校の改革」の項のなかに、「ホームルームと生徒会活動を中心にして自治活動を発展させる」という文章がある（86ページ）。1958年の中学校学習指導要領以後、中学校にはホームルームという活動はなくなっている。現行の学習指導要領ではこれに代わるものは「学級会活動」と呼ばれている。中学校にホームルームを復活させよという提言だとするとそれなりの理由づけが必要な筈であるが、それがないところをみるとうっかりしたミスなのだろうか。

II

中学校制度に関連する問題として、ここでは学校間の接続関係の問題のみをとりあげてみる。

現行の学校体系にそくして言えば、中等教

育に直接に関連した学校間の接続関係は、主として、①小学校と中学校との間、②中学校と高校との間、③高校と大学との間の関係が問題になる。第二次報告は、このうち②については高校入試はなくすべきだというかたちで、③については大学入試制度改革の問題として言及しているが、①の小学校—中学校の接続関係については何も述べていない。これは何を意味するか。

今日の中学校問題——そのなかには、第二次報告も言及している中学生の「荒れ」の問題もふくまれる——の根底には、現代の日本資本主義の一定の反映である中学生の人格形成のゆがみと中学校の学力問題とがからみ合った問題として存在しているように私にはおもわれる。第二次報告はこのうちの学力問題を、学校制度に直接に関連する問題として自覚してはいない、としか私にはおもわれない。たとえば第二次報告のなかには、

公立高校の入試問題は一部の私立のように難問・奇問・愚問はあまりないから、それで0点だと低い点数しかとれない生徒がかなりいるというのは、重大な問題である。義務教育九年間の実績がそこで調べられるという意味もふくまれているわけで、その実態と原因を究明し、治療や補充のてだてをとることは、教育にたずさわる者にとって緊急の課題である。
(107ページ)

という文章がある。第二次報告は、中学生の学力問題を自覚していないわけではないことがわかる。ところが第二次報告は、この問題を、学校制度の問題としてはとらえず、「治療や補充のてだて」の問題としてとらえ、「教育にたずさわる者」の課題として(のみ)位置づけている。(なお、上に引用した文章では、「その実態と原因を究明」することが誰の任務なのか判然としない。ひろい意味では「教育にたずさわる者」の課題であるにはちがいないが、中学校問題にとりくもうとしたほか

ならぬ第二次制度委の課題ではなかったのか、とおもわざるを得ない。)

さきの引用文にも「義務教育九年間の実績」ということばがあるから、公立高校の入試で0点あるいはそれに近い成績しかとれない生徒がいることを、第二次報告が中学校のみの問題ととらえているわけではないことは、たしかなようである。第二次制度委は「制度」の検討を課題としていたのだから、中学校教育末期に高校入試の成績というかたちで見えてくる小学校、中学校的学力問題を、制度の問題として検討すべきではなかったのか、というのが私の意見である。

いっぽう、去る11月15日に公表された中教審の「教育内容等」小委員会の審議経過報告も学校間の接続関係を問題にしている^{*}が、この報告も小学校と中学校との関係にはふれていない。中教審や文部省は小一中の接続関係にはふれたくないのである。

*中教審の審議経過報告も中一高の接続関係の改善について述べているが、この報告は、「入学者選抜は、避けることのできないものである」という前提に立って議論をすすめている。

小学校を卒業した者は、その子どもが居住する学区の中学校に入学することができる。これが小学校と中学校との接続関係であるが、ある子どもが小学校から中学校に進学できるのは、その子どもが小学校を「卒業」した場合に限られる。学校教育法施行規則第27条第28条によれば、小学校がある子どもを卒業させることができるのは、その子どもが「小学校の全課程を修了した」と認められるときのみである。(この規定は中学校の卒業に関しても準用される。)小学校の卒業生が法規が要求しているように小学校の全課程を修了しているならば、そして中学校の卒業生が中学校の全課程を修了しているならば、少なからぬものが高校入試で0点あるいはそれに近い点数をとるというようなことは考えにくい。

ところが現実に「落ちこぼれ」の生徒がいたり、入試で殆んど点数のとれない子どもがいたりするのは、各学年の課程の終了、あるいは「卒業」の認定が形式的なものになっており、法規が要求する実質的なものになっていないからである。

上述の小学校一中学校の接続関係に関する法規の要求と実態とのずれに関しては、梅根悟が早くから問題にしてきたところであり、同様のことを私は『高校教育の展開』のなかで中学校一高校の接続関係について言及したことがある。

進級、卒業に関して法規と実態との間に大きなずれが生じている背景には、教育条件が劣悪なこと、相対評価法が適用されていること、等々の問題があるわけであるが、いずれにせよここに介在している問題は制度の問題であるから、制度検討委はこれらの問題を検討すべきであったと私は考えている。

III

第二次報告のもう一つの問題点として、将来構想としての地域総合中等学校の中の高校における職業教育の位置づけがある。まず問題点の経過の概略を整理してみる。

周知のように、第一次の教育制度検討委員会報告の地域総合高校構想は、高校における職業教育の存在を実質的に否定しようとする企図をふくんでいた。その上、この第一次報告は、高校における職業教育を否定することがあたかも中等教育を民主化する道であるかの如くにその理想像を描き出していた。私はこれを問題点としてとりあげ、高校における職業教育を否定することは、高校教育を民主化する道ではないという趣旨の反論を展開した。

職業教育を中等教育の一環として位置づけていることは日本の中等教育の歴史的な前進点をしめすものであり、今日の大部分の普通科において何らの職業教育を課していないこ

とこそが今日の高校教育の最も重要な問題なのではないのか。「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すこと」を高校教育の目的であると規定している学校教育法第41条の趣旨を実現することこそが今日の課題なのであって、これを否定し修正することが民主化の道であるとはおもえない、というのが私の意見である。当時、ほぼ同旨のことは原正敏も述べていた。

第一次の教育制度検討委員会は、報告書を公表するとすぐに解散してしまった。だから私たちの意見に対する公式な反論をきくことはできなかったが、その後、日教組が委嘱した中央教育課程検討委員会が1976年5月に公表した「教育課程改革試案」には、私や原正敏らの意見は一定程度反映していた。

「教育課程改革試案」は、その総論においては、かなり改善されているとはいえ、構想の構格を第一次報告から色濃く継承している。すなわち、第4階程（高校に相当する）は総計75単位のうち共通教科・科目に39単位をあてているので、選択教科・科目は最大限36単位である。数学、美術、音楽、外国語は選択教科とされているので、職業学科ではこのうち数学、外国語を採用するとすると、職業に関する専門の教科・科目にあてることができる単位数は、せいぜいのところ20単位前後（全単位数の27%前後）ということになる。専門教科・科目の単位数がこんなに少なくなると、学科としての職業教育は成立しないのではないかという疑問が生まれても当然であるような構成になっているわけである。じつは、総論部分には、高等学校に学科を置くとは書かれていない。学科というかどうかは別として、職業に関する専門教科・科目を学校として選択し、その学校ではこれを必修とすれば事実上今日の学科のような機能を果すことになる筈であるが、この点はあいまいにされているわけである。

しかし、この「教育課程改革試案」は、高校に関してはとくに「高校教育課程について」という特論を設け、普通科、職業学科をふくむ高校の教育課程当面の改革の原則と手だてを検討しており、普通科、農業、水産、工業、商業の各専門教育の改革課程も述べられている。「将来の方向としては、学科をもうけず、制度上は単一化した高校のあり方が考えらえる」という指摘もある(299ページ)ので、考えられる将来の方向と当面の改革課題とを自覚的に区別しているわけである。^{*}

*念のために言えば、私は高校における職業教育を否定することには反対したが、職業学科というような学科制度を残せと言っていたわけではない。『高校教育論』のなかで私はつぎのように述べていた(156ページ)。

—私の意見について、高校教育論にいちいち学校教育法第四十一条をもち出して専門教育を云々するのは職業高校(職業科という方が正確だが)擁護論なのか、という疑問を出してくださる人があるが、当たっていない。私が日頃から技術教育の問題を勉強していくのでそう聞えるのかもしれないが、事態のすすみ万、改革の気運の進展によっては専門科目の単位数削減の問題をふくめて職業科のあり方が抜本的に変わることは大いにあり得ることであって、私はそれをも否定するつもりは毛頭もっていない。むしろ学科というものをなくすとか変質させるというような大たんな構想を求められることもあり得ることだと考えている。しかしそれは、今日の多様化政策に反対するという考え方の延長線上にあるのであって、戦後、文部省の文書が総合制を推奨するにあたって、「ある意味においては、新制高等学校の生徒はすべて職業科の生徒であるといえる」と

いったことと矛盾するようなものであるべきではなく、今日の普通科の改革とともに考えられるときに積極的な意味をもち得るのであって、それは職業教育を否定することとは異なると考えるのである。堀尾輝久氏がしきりにいうワロンのことば「職業を基礎にした新しい教養のあり方」は、その意味で現実の探求課題となっていると考えるのである。

今回の第二次報告は上述の経過を背景として公表されたのであるが、中等教育制度改革に関する同報告の重要な提言の一つは、「地域総合中等学校」を創設するという構想である。その骨格となる部分は次のとおりである(110ページ)。

①現行の中学校・高等学校を接続した新しい青年期の教育機関として六年間の地域総合中等学校制度を創設する。

地域総合中等学校は男女共学とし、学区は小学区制を原則とする。

②地域総合中等学校制度は、前期を中学校、後期を高等学校とし、中学校から高等学校への進学にあたっては、選抜試験は行なわない。

③地域総合中等学校の教育課程は、国民的教養としての普通教育および専門教育を施すものとし、その編成は学校や地域などの実情や生徒の選択に対応して柔軟に編成される。

④地域総合中等学校への就学は、すべての青年の権利として保障される。

地域総合中等学校の教育は無償制とし、保護者は子どもの就学を保障する義務を、市町村ないし都道府県は、その設置義務および就学援助義務を負う。

現在の公立の中等学校は、中学校は市町村立であり、高等学校は大部分が都道府県立である。設置主体が異っているため、ここに提倡されている中・高一貫の公立中等学校とい

ライメージは描きにくい。この設置主体の問題の複雑さについては報告書自身も認めていることであり、実現をめざす価値のある提言なら今後つめて行くべき問題であるから、ここでは他の側面からこの提案を検討してみようと思う。

この提言が持つおそらく最も重要な積極的な意義は、これまで、同じく義務教育学校であるということで、また同じく市町村立学校であるということで小学校と結びつけて理解されがちであった中学校の学校体系上の性格をとらえなおし、それが中等教育であるという点を重視して高等学校との関係を重視しようとしている点であるとおもわれる。新制中学校と高校との関係を青年期の教育という観点から密接にすべきだとは戦後教育改革の当時において文教当局者が指摘していたことであるし、私もまたかねてこの問題を重視してきたので、その意味ではこの提案には賛成するし、その実現の可能性を追求することは必要なことである。これに関連して、小学校と中学校の接続関係の制度の実態のズレを解明する必要があることについては前述したし、以下では、第二次報告が高校教育改革の構想をどのように扱っているかを調べ、ついでその構想のなかで高校の職業教育（学校教育法第41条の用語でいえば専門教育）がどのように扱われているかを調べてみよう。

*こういう作業を必要とするのは、高校教育改革構想の叙述が、以下に述べるように乱雜（複雑？）になっているからである。

IV

まず、第二次報告が高校教育改革の構想をどのように扱っているのか検討してみる。

第二次報告では、中等教育改革の問題が2か所で論じられている。

その第一の文章は「Ⅲ現代の学校教育のあり方をもとめて」（70ページ以下）の中にあり、

「中学校・高等学校をどう改めるか」と題されている部分の中にある（83～90ページ）。第二の文章は、「N教育制度の改革へむけて」（106ページ以下）の中の「青年期の教育制度をどう改めるか」と題されている部分の中にある（106～114ページ）。これら二つの箇所に、「改革の原則」（84～85、108～110ページ）、「改革の提言」（86～90、110～114ページ）という同じ題目でまとめられた文章がふくまれている。86ページ以下の「改革の提言」の方は（1）中学校の改革、（2）高等学校の改革、の二つの項目からなっているので、現行の中学校、高校の制度を前提とした改革提言なのである。110ページ以下の「改革の提言」のなかには前述のように「地域総合中等学校」という「新しい青年期の教育機関」を創設することが提唱されているので、こちらの方がより抜本的な改革案ということらしい。ところで、110ページ以下にはその抜本的改革に関連した「当面の課題」が「（1）地域総合中等学校の実現わめざして」と「（2）高等教育の開放と大学入試制度の改革」の2項目に分けて展開されているのだが、このうち（1）の地域総合中等学校の実現をめざすための「当面の課題」のうち③定時制・通信制高校の充実、④障害者・養護施設児童などの高校進学条件の拡充とその保障の二項目は、「高校教育の改革」の⑦と⑧のほぼ繰り返しであると言ってよい（問題の重要性を強調していることはわかるが、同じことを繰り返す必要があったのだろうか）。別な言い方をすると、上記2か所を除くと二つの「改革の提言」にはニュアンスの違った別のことが述べられている。広く国民各層に討論を呼びかけている筈の文書の論理構成がわかりにくいというのは解せないことだが、いずれにせよ、中等教育改革構想に関心をもつ者は、関連する事項があちこちにあることに気を配りながら、問題点を注意深く読みとる必要があるわけである。

前に紹介したように、今次報告書の提言す

る「地域総合中等学校の教育課程は、国民的教養としての普通教育および専門教育を施すもの」とされている(110ページ)。専門教育をも施すことを明記したことは注目すべきことの一つである。地域総合高校構想では「新たな普通教育をおこなう」とされていたのだから、これは明らかに地域総合高校構想の修正であるとみることができる。ところが今次報告は、地域総合高校構想に「および専門教育」という文言をくわえたことがどのような修正を意味するのかについては、何ら説明をくわえていない。

そこで私としては、第一次報告の地域総合高校構想と第二次報告の地域総合中等学校構想とがどのような関係になっているのか、改めて注目しないわけにはいかない。

結論的なことをさきにいえば、第二次報告においては、地域総合中等学校の実現をめざす展望のなかでの「地域総合高校構想」の位置づけは、地域総合中等学校構想を述べたすぐあとにつづく「当面の課題」のなかには一言もなく、88ページ以下の「高校教育の改革」のなかに出てくる。この項の見出しへ次のとおりである。

(1)中学校の改革(86～88ページ)[略]

(2)高校教育の改革(88～90ページ)

- ①高校教育とはなにか一学ぶことを手段化する「高校多様化」政策をあらためる
- ②高校改革の基本原理—すべての高校生が文化の人間的・人類的価値にめざめる
- ③社会的自立と進路選択、政治教育の必要
- ④高校生にふさわしい自主的な選択と決定の機会を広げる
- ⑤教育課程の編成と選択制の活用—自律的で主体的な学習をめざして
- ⑥学科の適切な統合をはかり職業教育を改革する
- ⑦定時制・通信制の充実と改善
- ⑧障害者と未就学者の就学保障
- ⑨「地域総合高校」構想の現実的で発展的

な継承を

このうち⑦⑧は地域総合中等学校構想の提言につづく「当面の課題」中の「地域総合中等学校の実現をめざして」の③④とほぼ同旨である。また、高校多様化政策をあらためるとか定時制・通信制の充実改善という今日的な課題と高校改革の基本原理というような原理的課題が羅列されており、110ページ以下の「当面の課題」中には私学の問題がとりあげられているのにこちらの方には私学の問題への言及がないなど、いかにも雑然とした感じをうける。何よりも、改革課題が中学校と高校とに分けて述べられているので、現行の学校制度にそくした改革提言なのかとおもい込みがちだが、—⑥⑦⑧のような現実的な課題も述べられているので、このおもい込みは誤りだともおもえないが—こちらの方に⑨の「『地域総合高校』構想の現実的で発展的な継承を」という提言がふくまれていることが私には意外だった。意外といえば、地域総合中等学校構想では「専門教育」をくわえることによって「地域総合高校」構想を修正したかたちの提言をしているのに、この⑨の方では修正して提言すると書かれていなかったことも意外であった。

第二次報告の高校教育改革構想における職業教育の位置づけがはっきりしないのは、私の読みとり方が不じゅうぶんなためだけではなく、少くとも以下の事情に由来しているのではないかとおもわれる。

第一に、④ 88ページ以下の「高校教育の改革」の諸課題と、⑧ 110ページ以下の「基本的な改革構想—地域総合中等学校制度の構想」と、⑩ それにつづいて述べられている「当面の課題」のなかの「地域総合中等学校の実現をめざして」のなかで提起されている改革の諸課題との関係が列然としていることである。④と⑧の実現をめざす当面の課題とされる⑩とには重複する項目があるという乱雑さ

があったり、Ⓐの⑨に述べられた地域総合高校構想の継承という展望とⒷの地域総合中等学校の提唱とは、どちらがより遠い展望なのか、読みとりにくくなったりしているからである。「教育課程改革試案」には、書かれていることの当否は別として、このようなわかりにくさ、乱雑（複雑？）さはなかった。

第二に、上述のことにも関係するが、地域総合高校構想では職業教育（専門教育）を課すことの意義を否定しているのにたいし、今次報告の眼目らしい地域総合中等学校構想では「および専門教育」という文言をくわえて、その限りで以前の提案に重要な修正をくわえているのに、そのことに何の説明もくわえていないからである。

第三に、第一に述べたことにも関連するが、ⒶとⒷとは、どちらがより近い（あるいは遠い）展望での課題なのか、あるいはより基本的な課題なのかはっきりしていないからである。

第四に、Ⓐの⑤では盛んに「選択制の活用」を強調しているが、これに関しては、選択制の意味や選択主体の問題がはっきりしていないという問題がある。職業（専門）の教科・科目をすべて選択制にまかすというのであれば、今日の大部分の普通科がそうであるように、これを全く選択しない生徒が出てくれば——これは大いにあり得ることなのだが——、その場合には、「普通教育および専門教育を施す」という地域総合中等学校の構想は空文に帰してしまう。換言すれば、「普通教育および専門教育を施す」という以上、専門教育も量の多少は別としても必修の教科・科目にふくまれなくてはならないのではないかとおもわれるるのであるが、今次報告では、この点がはっきりしていないのである。また、選択制のなかに学校選択を認めるのかどうかがはっきりしていない、という問題もある。

私が『高校教育論』や『高校教育の展開』において学校教育法第41条の規定の意義を重視したのは、「心身の発達に応じて、高等普

通教育及び専門教育を施す」という高校の目的が歴史的に重要な意義をもつことに注目したからだけではなく、現実の高校教育の5割（今日では7割）を占める普通科においてこの規定の趣旨が全く無視されている事実に着目し、この点を改善することこそが今日の高校教育改革の最も重要な課題の一つになっていると考えたからであった。この点に照らしてみると、今回出された第二次教育制度検討委報告は、上記の4点に整理してみたことからわかるように、「および専門教育」という文言を入れたことはそれとして評価できる。しかし、同報告はその趣旨を積極的に展開していないだけでなく、選択制のなかに埋没させようとしているようにおもわれる。このことを、学校教育法の解説書が「高等普通教育と専門教育は必ず両者を併せ施さなければならないのであって、一方のみを施す高等学校は認められないものである」と述べていたこと（内藤善三郎『学校教育法解説』73ページ、天城勲『学校教育法逐条解説』159ページにもほぼ同旨の記述がある）と対比してみると、「および専門教育」の文言の扱いに関する限り、第二次報告は内藤が述べたような趣旨を実施に移そうとしなかった文部省の施策と同列にあると言われてもやむをえないであろう。

Iでも言及したように、第二次報告は現代日本の教育に関連した多数の課題を摘出し、それについて改革提言をしている。そのなかには、日本の教育の充実と民主化のために貢献し得るであろう重要な提言が少なくない。私がここで中等教育改革のほんの僅かの問題をとりあげて検討したのは、第二次報告全体の趣旨を否定するためではなく、むしろ、この報告が積極的な役割を果すようにするためにには、これがふくんでいる若干の重大な弱点を指摘しておいて、生じ得る誤解や混乱は避けたほうがよいと考えたからにはほかならない。

（名古屋大学）